

小鹿野町告示第52号

小鹿野町建設工事一般競争入札公告

小鹿野小学校校庭改修工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び小鹿野町契約規則（平成17年小鹿野町規則第48号）第2条の規定に基づき公告する。

令和5年5月8日

秩父郡小鹿野町長 森 真太郎



1 工事の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名 | 小鹿野小学校校庭改修工事 |
| (2) 工事場所 | 秩父郡小鹿野町小鹿野地内 |
| (3) 工事内容 | 敷地造成工一式 構造物撤去工一式 排水構造物 L=142m グラウンド舗装工 A=7010㎡ 防護柵工 L=111m 付帯施設工一式 |
| (4) 工期 | 本契約締結日から令和5年9月29日まで |
| (5) 設計金額 | 入札執行後に公表する。 |

2 入札の方法、日時及び場所

- | | |
|-----------|---|
| (1) 入札の方法 | 本案件の取り扱いは、埼玉県電子入札共同システムによる事後審査型（ダイレクト型）の制限付き一般競争入札（価格競争）とする。 |
| (2) 開札日時 | 令和5年5月30日（火）午前9時30分 |
| (3) 開札場所 | 小鹿野町役場 第二庁舎2階図書室 |
| (4) 入札書受付 | 令和5年5月26日（金）午前9時00分から令和5年5月29日（月）午後4時30分までのうち、埼玉県電子入札共同システムの稼働時間内 |
| (5) 確認申請書 | 入札参加を希望するものは、次の期間内に埼玉県電子入札共同システムの競争参加資格確認申請書を提出すること 提出期間 令和5年5月9日（火）午前9時00分から 令和5年5月25日（木）午後5時00分まで |

3 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、対象工事に対応する業種に係る建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が4千5百万円以上（建築の場合は7千万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 令和5・6年度小鹿野町建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応す

る業種（土木工事）で登載され、対応する業種（土木工事）の経営事項審査（令和5・6年度の入札参加資格審査申請において提出したもの又は資格審査申請以降の経営事項審査によるもの）の総合評定値が810点以上である者。ただし、小鹿野町の町内に本店又は代表権を委任された者を持つ支店若しくは営業所を有する者については、前出の総合評定値は670点以上であることとする。

- (4) 告示日において、埼玉県秩父県土整備事務所が管轄する市町村内に本店又は代表権を委任された者を持つ支店若しくは営業所を有する者で、単体企業であること。
- (5) 本工事の受注に際し、建設業法に規定された資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、4千5百万円以上（建築の場合は7千万円以上）となる場合は、監理技術者でなければならない。

また、請負代金額の額が、4千万円以上（建築の場合は8千万円以上）となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、同法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

また、配置する監理技術者が「他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は、「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは、他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合」においては、監理技術者の配置の重複を認める。

なお、配置予定の技術者は、その者が在籍する業者と5に規定する入札参加資格申請書の受付開始日の3箇月以前から恒常的な雇用関係にあること。

また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

- (6) 公告日から入札日までの期間に、小鹿野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置及び小鹿野町建設工事等暴力団排除措置要項に基づく指名除外措置を受けていない者、及び埼玉県内の公共機関から入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (8) 本工事の告示日から落札者が決定するまでの期間において、本工事の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア） 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、(ア) は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和5年5月8日(月)から提供開始する
- (2) 交付時間 上記期間のうち埼玉県電子入札共同システムの稼働時間
- (3) 交付場所 埼玉県電子入札共同システムによる提供

5 事後審査における入札参加資格申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法等

- (1) 提出期間 開札により落札候補者が決定した後、町が当該の候補者に対して資格審査に必要な書類の提出を指示した日の翌日から起算して、原則として3日以内(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を除く)に提出すること。
- (2) 提出時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 提出場所 小鹿野町総合政策課
- (4) 提出方法 原則持参による提出とするが、感染症拡大防止のため郵送等も可とする。
- (5) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格申請書(様式第2号)
 - ②一般競争入札参加資格確認資料(様式第4号)
 - ③建設業の許可証明書の写し
 - ④経営事項審査結果通知書の写し
 - ⑤委任状(代理人による提出を行う場合。)
 - ⑥その他必要となる書類
- (6) 提出部数 1部
- (7) 確認通知 提出書類の内容を確認し、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定し通知する。
なお、入札参加資格を満たしていないと判断した場合は、入札参加資格不適合通知書により通知する。

6 設計図書等 設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、埼玉県電子入札共同システムのうち、入札情報公開システムにより掲載するほか小鹿野町のホームページに掲載

7 現場説明会 実施しない

8 設計図書等に関する質問

- (1) 提出期間 令和5年5月8日(月)から

- 令和5年5月18日（木）正午まで
- (2) 注意事項 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。
システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- (3) 回答 質問に対する回答は、5月23日（火）正午までに、電子入札システムにて回答する。

9 契約の時期

小鹿野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年小鹿野町条例第52号）第2条の規定に基づく町議会の議決に付さなければならない契約である場合は、工事請負仮契約を締結し、町議会の議決後に本契約を締結する。

10 その他

- (1) 最低制限価格を設定する。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 本工事の下請負人選定は、小鹿野町の経済活性化を踏まえて、原則、小鹿野町内に本店又は支店、営業所を有する者を選定すること。
- (4) その他詳細については、入札説明書に記載する。